

## 兵庫県地域福祉支援計画の改定について(案)

## 地域社会を取り巻く情勢

## 人口・世帯構造等

- 人口減少の進展 [547万人(H27)⇒472万人(R22)]
- 世帯規模の縮小 [平均世帯人員 2.39(H27)⇒2.09(R22)]
- 地域でのつきあいが希薄化傾向  
[地域でのつきあいがいない人の割合 32.1%(H30) ⇒43.4(R4)]
- 在留外国人の増加 [9.9万人(H27)⇒11.2万人(R3)]

## 高齢者に関する状況

- 高齢化の進展 [高齢化率 26.8%(H27)⇒37.3%(R22)]
- 要支援・要介護認定者数の増加 [34万人(R4)⇒43万人(R22)]
- 認知症高齢者数の増加 [19万人(H24)⇒45万人(R22)]
- 日常生活自立支援事業契約件数の増加[1,108件(H29)⇒1,161件(R4)]
- 成年後見等権利擁護支援における中核機関の設置 [19市町(H29)⇒26市町(R4)]

## 障害者に関する状況

- 障害者数の増加 [33.0万人(H27)⇒34.4万人(R2)]
- 障害者虐待(相談・通報・届出)の増加 [305件(H29)⇒541件(R3)]

## 子ども・子育てに関する状況

- 少子化の進展 [出生数 4.4万人(H27)⇒3.6万人(R3)]
- ひとり親世帯の状況 [3.7万人(H27)⇒3.1万人(R2)]
- 児童虐待(相談)の増加[5,221件(H29)⇒9,412人(R3)](県内子ども虐待)
- 要保護児童者数の増加[1,118人(H27)⇒1,505人(R2)]
- 世話をしている家族の有無 [小学生(6年) 6.5%(R3・国(ヤングケア実態調査))]

## 生活困窮者に関する状況

- 生活保護世帯の増加 [1.36万世帯(H30)⇒1.37万世帯(R2)]
- 自殺者数の増加 [877人(R元)⇒947人(R4)]
- 若い世代の失業が深刻 [4.6%(15~24歳)、2.6%(全世代)] (R4・国)

## 地域における活動主体(住民、NPO等)に関する状況

- NPO団体の増加 [1,924団体(H24)⇒2,138団体(R4)]
- 民生委員の充足率の低下 [97.0%(H25)⇒93.3%(R4)]
- 社会福祉法人連絡協議会の増加 [19カ所(H29)⇒40カ所(R4)]
- 自主防災組織率の上昇 [76.9%(H12)⇒97.4%(R4)]

## 課題

- 人口減少、世帯規模の縮小等を背景とした人間関係の希薄化や貧困、新型コロナウイルス感染症等により、社会的孤立・社会的排除が深刻化
- 地域住民が主体的に地域に関わる支援、子どもや学生等幅広い層が参画できる仕組みが必要
- 外国人県民の地域社会への参画など多文化共生社会の推進
- 支援を要する者(要介護者等)が増加し、福祉人材の確保が必要
- 認知症高齢者など権利擁護ニーズの高まりへの対応
- 8050問題・ダブルケア・親なき後の問題、虐待等複雑化・複合化する福祉ニーズへの対応
- ヤングケアラー・ひきこもり者等の支援の対象の広がり  
(「制度の狭間」への対応)
- 地域福祉の視点を有したまちづくり活動の一層の推進
- 地域の資源を生かし、必要に応じ開発することで解決につながるコーディネート力が高い人材の育成が必要
- ひとり親世帯や子どもの貧困、生活困窮者への自立支援
- 担い手不足や高齢化等の課題を抱える地域団体の持続的運営
- 民生委員・児童委員なり手確保への対応
- 住民、福祉等専門職、行政が参画し、協働する地域福祉ネットワークの形成が必要
- 社会福祉法人の地域公益活動の促進
- 災害時を想定した福祉的支援の充実
- ユニバーサル社会づくりの基本理念の更なる理解を深め、拡大

## 対応の方向性

## 1 「誰も取り残さない」県政を実現するための地域福祉の充実

ヤングケアラーや課題を抱える妊産婦、ひきこもり等の制度の狭間や複合的な課題が顕在化する中、本県では「誰も取り残さない」を県政運営の根幹において支援を進めている。

今後、誰もが希望を持って生きられる地域社会の実現に向けて、さらなる地域福祉の充実を図るためには、どのような取組が必要か。

## 2 住民の主体的な地域づくりへの参画を促進するために必要な方策

地域共生社会を実現していくためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められる。

地域住民が地域社会を構成する一員として、地域福祉活動への参画を促進するためには、どのような環境整備が必要か。

## 3 ポストコロナにおける地域福祉の環境整備

コロナ禍において、人と人との距離を保つことや対面での接触の自粛を求められたことが、地域のつながりの希薄化や社会的孤立を加速させた一方で、オンラインを活用した交流会や会議の普及など、社会参加の機会や選択肢の増加に繋がる新たな取組も広がっている。

こうした地域福祉を取り巻く情勢変化を踏まえ、地域住民と地域の多様な主体が連携し、ポストコロナにおいて効果的な取組を進めるためには、どのような環境整備が必要か。

## 4 重層的支援体制整備事業等の全県的推進

包括的な支援体制を構築していくための事業として令和3年4月から新設された重層的支援体制整備事業を展開することで、課題の解決や地域共生社会の実現に資することが求められている。

県内全市町において、地域のニーズや課題に合わせて、個々の住民の支援と地域支援、地域づくりを一体的に推進し総合的な支援体制を整備していくには、どのような支援が必要か。

## 5 市町地域福祉計画の実効性を高める支援・計画策定支援の強化

策定済の市町地域福祉計画の進捗状況を把握して、実効性を高めるには、どのような支援が必要か。

また、地域福祉計画は、社会福祉法により策定が努力義務とされているが、県内全市町の策定に向けて、どのような支援が必要か。

## 地域福祉政策の動向

- 社会福祉法改正 (R3.4 施行) : 重層的支援体制整備事業、社会福祉連携推進法人制度の創設等
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定 (R4.3) : 地域連携ネットワークづくりなど成年後見制度利用促進に係る取組の更なる推進
- 介護保険法改正 (R3.4 施行) : 地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定 (R4.5 施行) : 障害者が健常者と同じ内容の情報を同じ時点で入手できることを基本理念に、情報のバリアフリー化を推進
- こども家庭庁の発足、こども基本法の施行 (R5.4) : 「こどもまんなか社会」を目指したこども家庭庁の発足、こども施策を総合的に推進
- 孤独・孤立対策推進法の制定 (R6.4 施行) : 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」を推進

## 第4期地域福祉支援計画の評価(県・市町の推進状況)

## 市町の取組み

- ・県内41市町のうち37市町(約9割)において、地域福祉計画が策定されているが、計画には位置づけられながらも、具体的な取組が進んでいない市町も見受けられる。今後も、計画の実効性を担保することが重要(包括的相談支援体制を構築する市町数: 12市町(H29) ⇒26市町(R4))

## 県の取組み

- ・地域福祉推進施策の充実(3期: 50施策⇒4期: 203施策)
- ・毎年の計画のフォローアップを図る一方で、未策定市町(未策定: 4町)への対応も課題(未策定市町H30: 8町⇒R5: 4町)